

まえがき

平成5年6月25日に施行された「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」により「準耐火建築物」が、創設された。この建築物は防耐火性能に関し、従来の仕様書的规定である「簡易耐火建築物」を改廃し、性能的規定を主体としたものである。建築基準の国際化が求められている昨今、特に、木造建築物の防耐火性能の評価を可能とした点が注目される。

我が国の木造建築物は、伝統的な在来工法、枠組壁工法(2×4工法)、プレハブ工法など多様な造り方で建築されており、また、「おさまり」も現場ごとに様々な対応をしているのが実態である。そこで、法令に規定された「準耐火建築物」の技術的基準を運用するに当たっては、法令を補足できるより詳細で実際的な解説書の刊行が強く望まれていた。

本書は、建築基準法、同施行令及び関連告示に規定されている「準耐火建築物」の技術的基準を補うことを主眼として、「準耐火建築物」の防火設計の考え方について解説したものであり、改正建築基準法の施行後、概ね1年間にわたり各方面から寄せられた「準耐火建築物」の実施設計や施工上の疑問点などにできる限り答えるよう努めたものである。

本書は3つの章から構成されている。第1章は、改正建築基準法令の概要(木造建築物に係る建築規制の合理化)に関し、改正の背景とともに解説した部分である。第2章は、本書の主な目的である「準耐火建築物」の防火設計について第5節を中心に詳細な解説を行った部分である。第3章は、今回の建築基準法の改正に合せ実施された公庫融資制度の改正の概要を述べた部分である。また、関連法令等を参考資料として添付したので参照していただきたい。

なお、本書においては、第3章の公庫融資制度における一部の技術的基準を除き、「準耐火建築物」の耐久性能に関しては特に記述していないが、将来に向けて良質な建築物をストックしていくためにも、耐久性能の向上にも十分配慮した防耐火設計を心がける必要がある。我が国の気候風土、生活文化などを考慮した場合、特に木造建築物の耐震・耐火・耐久性能などの確保は、豊かな国土の発展のために不可欠な技術的要件であろう。

準耐火建築物の防火設計指針

目次

まえがき

第1章 平成5年6月25日施行 改正建築基準法令の概要 (木造建築物に係る建築規制の合理化)

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 背景 | 1 |
| 2. 建築基準法令の改正 | 2 |
| (1) 準耐火構造の創設 | 2 |
| (2) 準耐火建築物の創設 | 2 |
| (3) 3階建共同住宅等に係る建築規制の見直し | 5 |
| (4) 木造建築物に係る高さ制限の合理化 | 5 |
| (5) その他所要の改正 | 6 |

第2章 準耐火建築物の防火設計指針

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 準耐火建築物の防火設計フロー | 7 |
| 2. 用途, 規模, 立地に応じた建築制限 | 9 |
| 3. 木造3階建共同住宅等の技術的基準 | 16 |
| (1) 概要 | 16 |
| (2) 木造3階建共同住宅等の技術的基準 | 16 |
| 4. 高さ制限が緩和される木造建築物の技術的基準 | 23 |
| (1) 概要 | 23 |
| (2) 高さ制限が緩和される木造建築物の技術的基準 | 24 |
| 5. 主要構造部の防火設計 | 26 |
| (1) 防火設計の基本的考え方 | 26 |
| (2) 防火設計に関する技術的基準 | 28 |
| (3) 部位別防火設計法 | 35 |
| (4) ファイヤーストップの設計 | 55 |
| (5) 壁, 天井, 屋根等の開口部の防火設計 | 62 |
| (6) 目地部分の防火設計 | 67 |
| (7) その他の部分 | 70 |
| 6. 地震時における準耐火構造の耐火性能の確保 | 73 |
| 7. 防火区画に関する技術的基準 | 75 |
| (1) 防火区画の基本的考え方 | 75 |

| | |
|---|-----|
| (2) 防火区画の技術的基準 | 75 |
| 8. 避難及び消火に関する技術的基準 | 83 |
| (1) 廊下, 避難階段及び出入口 | 83 |
| (2) 排煙設備の設置 | 86 |
| (3) 非常用の照明装置の設置 | 87 |
| (4) 非常用の進入口の設置 | 88 |
| (5) 敷地内の避難上及び消防活動上必要な通路 | 89 |
| 9. 内装制限 | 92 |
| (1) 概要 | 92 |
| (2) 内装制限の詳細 | 92 |
| (3) 内装制限を受ける居室において木質内装材を認める件 | 95 |
| 10. 耐火建築物又は準耐火建築物の外壁に外装材として木材を 取り付ける場合の取扱い | 100 |

第3章 住宅金融公庫融資制度改正の概要

| | |
|--------------------------|-----|
| 1. 融資条件の見直し | 103 |
| (1) 住宅の防火性能から見た公庫融資制度の体系 | 103 |
| (2) 建築基準法改正への整合 | 105 |
| (3) 融資対象となる融資種別の拡大 | 107 |
| (4) 融資制度改正による返済負担等の軽減効果 | 108 |
| 2. 公庫住宅融資建設基準の改正 | 109 |

第4章 参考資料

| | |
|--|-----|
| 1. 平成5年6月25日 建設省住指発第224号 住宅局長通達 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行に ついて | 119 |
| 2. 平成5年6月25日 建設省住指発第225号 建設省住街発 第94号 建設省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通達 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行に ついて | 121 |
| 3. 建築基準法(抜粋) | 125 |
| 4. 建築基準法施行令(抜粋) | 126 |
| 5. 建築基準法及び建築基準法施行令の改正に係る告示 〈改正告示〉 | 142 |
| ・第1579号 風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分 等にダンパーを設けないことにつき防火上支 | |

| | | |
|---------|--|-----|
| | 障がないと認める場合 | 142 |
| ・第1097号 | 火災により煙が発生した場合又は火災により 温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖す るダンパーの基準 | 142 |
| ・第33号 | 排煙設備を設けた建築物又は建築物の部分と 同等以上の効力があると認める建築物の指定 | 143 |
| ・第1829号 | 火災時に生ずる煙を有効に排出するために必 要な排煙設備の構造の基準 | 143 |
| ・第1830号 | 非常用の照明装置の構造基準 | 144 |
| ・第1729号 | 地下街の各構えの接する地下道の壁, 柱, 床, はり及び床版の耐火性能 | 144 |
| ・第1905号 | 外壁・柱・はり・床・床の直下の天井・屋根 及び屋根の直下の天井の構造並びに建設大臣 が指定する建築物の部分の構造に関する基準 | 145 |
| 〈新設告示〉 | | |
| ・第1453号 | 準耐火構造の指定 | 147 |
| ・第1454号 | 準耐火構造の指定の方法 | 149 |